

議案第36号

公の施設（宝塚市立文化芸術センター及び宝塚文化芸術センター庭園）の指定管理者の指定について

資料7 宝塚市都市公園条例（昭和44年10月3日条例第40号）〔一部抜粋〕

（指定管理者の指定）

第25条 市長は、指定管理者を指定しようとするときは、特別事由があると認めるときは、特別の事由があると認めるときを除き、公募するものとする。

2 指定管理者の指定を受けようとするものは、申請書に庭園の管理に係る業務に関する事業計画書その他の規則で定める書類（以下「事業計画書等」という。）を添付して市長に提出しなければならない。

3 市長は、次に掲げる事項を基準として、前項の規定により指定の申請を行ったものを総合的に審査し、庭園の管理を行わせるに最適な法人その他の団体を候補者として選定し、指定管理者に指定するものとする。

（1）公衆の平等な利用を確保できるものであること。

（2）事業計画書等の内容が庭園の効用を最大限発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。

（3）庭園の管理を安定して行う能力を有していること。